

## 目黒区福祉のまちづくり整備要綱の注意事項について

※福祉のまちづくり整備要綱の届出提出にあたり、各項目の主な注意事項について記載しております。

寸法や仕上げ、注意喚起などの項目は図面にも記載し、図面でも整備項目表の項目が確認出来るように作成してください。

各項目については、東京都福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアル（以下「施設整備マニュアル」）をご参考ください。

**届出の提出は確認申請の提出の14日前までに行うようお願いいたします。**

<b>1 敷地内の通路</b>	
(1) 有効幅	屋根の有無等関係なく、庇やピロティ下部の空間を含めて検討を行い、建築物出入口までの通路として通行、通過する中での最小寸法を記載してください。
(2) 傾斜路の構造	通路がスロープのみで構成している場合なども内容は記載してください。
<b>2 駐車場</b>	
(1) 障害者のための駐車施設	駐車場を設けない場合は「2 駐車場」の項目は記載不要です。 通常の駐車場のみを設置し、障害者のための駐車場が無い場合は0台と表記してください。
(4) 駐車施設からの通路	通路は道路等を経由せず、敷地内に設けるものを対象として記載してください。
<b>3 出入口（主要な出入口）</b>	
(1) 有効幅	風除室やエントランス等で複数の扉があれば、通行、通過する中での最小寸法を記載してください。
<b>4 出入口（その他の出入口）</b>	
・屋外への出入口	主要な出入口以外で、外部に出れる出入口があれば記載してください。 屋外への出入口が無い場合は記載不要です。
・駐車場への出入口	障害者のための駐車施設がある駐車場との動線上に出入口があれば、記載してください。 障害者のための駐車施設がある駐車場への出入口が無い場合は記載不要です。
・各室の出入口	共有で使う室（ゴミ置場、郵便受けのスペースなど）があればその出入口の内容を記載してください。 郵便受けのスペースなどは扉がない場合でも、廊下などの有効幅員を確認します。 共有で使う室が無い場合は記載不要です。
<b>5 廊下（屋内通路）</b>	
(1) 有効幅	車いすの転回できる部分は、1.2m以上1.4m未満の幅員の場合のみ記載してください。 施設整備マニュアルの共同住宅の廊下の参考図を基に有無の判断をしてください。
<b>6 階段</b>	
(1) 回り段	施設整備マニュアルの共同住宅の階段の参考図を基に有無の判断をしてください。 （踏面の寸法が内側と外側で異なるものは、原則回り段有と判断してください。）
(4) 踏面	施設整備マニュアルの共同住宅の階段の参考図を基に有無の判断をしてください。 識別への配慮、つまずきにくい構造は図面でも明記するようにしてください。（文言でも構いません）
<b>7 エレベーター</b>	
(1) 設置基数	地上へ通ずる出入口以外の階を不特定多数の者が利用（住戸の出入口があるなど）する場合で☑エレベーターを設置していない場合は0台と表記してください。
(2) かご	かごの大きさは115cm以上の奥行き(6人乗り以上)を持つものを基準としてください。 かごの内寸がわかる図面を添付するか、平面図にかごの大きさを明記してください。 設けた設備とは、車いす使用者対応操作盤、鏡（安全ガラス等）、手すり等の設置を対象とします。 （設備については、施設整備マニュアルの共同住宅のエレベーターの項目も参考にしてください。）
・ア 高齢者、障害者への配慮	
・イ 出入口有効幅	かごの出入口の有効幅がわかる図面を添付するか、平面図に出入口の有効幅を明記してください。
(3) 車いすの転回できる構造	エレベーターの出入口を出た部分で150cm×150cmの空間を確保してください。
<b>※ 共通事項</b>	
○段差の有無	2cm以下の段差は許容対象とします。
○表面の滑りにくい仕上げ	図面にも記載してください。（文言で「滑りにくい仕上げとする。」などでも構いません） 数値等は特に定めておりません。施設整備マニュアルの床の滑りの項目を参考にしてください。
○表示、誘導、注意喚起	何か設置しているものなどがあれば、図面にわかるように記載してください。
○出入口の有効幅	出入口に扉等が複数ある場合は有効幅員の一番小さい寸法を記載してください。
○戸の構造	施設整備マニュアルの共同住宅の出入口の参考図を基に有無の判断をしてください。
○構造上やむを得ない場合	新築の場合はやむを得ないとは判断していないため、整備項目表の数値を基準に整備してください。
○該当がない項目について	該当が無い項目（駐車場やその他の出入口など）は、斜線で項目が無い旨表記してください。

当要綱は建築基準法の関係規定ではありませんが、目黒区内の共同住宅を安全で快適に、かつ容易に利用できるようにご協力をお願いいたします。

当要綱の内容を遵守して頂いた共同住宅については、障害者及び高齢者等が容易に利用できることを示すシンボルマークの交付を行っております。